

新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時 : 平成27年11月10日(火) 午後1時30分開始 本館6階第4委員会室

出席者 : 委員6名 古川会長, 岩橋委員, 小室委員, 柴田委員, 牧野委員, 宮澤茂委員
事務局5名 高井総務部長, 高橋職員課長, 山崎職員課長補佐,
井越給与係長, 佐藤給与係主査

- 1 開 会
- 2 議 事 市長・副市長, 議員の報酬等について
 - ① 審 議
 - ② 答申について
- 3 閉 会

(職員課長補佐)

皆様, お揃いのようなので, 平成27年度の第3回目の特別職報酬等審議会を開催させていただきますと思います。

本日は, 石本委員, 上村委員, 前川委員, 宮沢啓嗣委員が欠席で, 委員総数10名のうち6名の出席です。

よって, 過半数を超え, 審議会の成立要件を満たしておりますので, ご報告申しあげます。

なお, 本日, 新潟日報社様から撮影等の希望がありましたので, ご了承ください。

では, これより議事に入りたいと思います。ここからは, 古川会長から議事の進行をお願いいたします。

(古川会長)

第3回目を迎えました。本日中に答申をしたいと思っておりますので, 円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

まず, 前回までの皆様の意見として, 大方は増額改定を行うという方向で話が進んでおりました。増額をする場合にはどの程度の増額を考えるかということで, 事務局から案を提示していただき, 議論の頭出しを行いました。今日は, 市長, 副市長および議員のそれぞれについて, どの程度の増額をすべきかということについて議論していきたいと思えます。

議論の混乱を防ぐために, まず市長, 副市長についてどう考えるか, その後, 議長, 副議長, 議員についてどう考えるかということで, 分けて議論を進めていきたいと思えます。それに先立ちまして, 事務局から今日提出いただいた資料の説明, それから市長, 副市長について増額改定をすることになりますと, それに関連して教育長および各種行政委員の報酬についても意見を述べるよう, 市長から求められておりますので, それに対する議論を行いたいと思えます。そういう意味で, 今日は論点が極めて盛りだくさんになっておりますので, ご協力をお願いいたします。

まず、事務局からお願いします。

(職員課長)

職員課長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、本日机上配布した資料と、事前に配布させていただきました資料について説明させていただきます。

はじめに、本日机上に配布しました資料についてです。一つ目については、第2回の審議結果についてということで、概要版をお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。二つ目は、本日欠席なされている委員からご意見を頂戴しておりますので、それをまとめたものを資料としております。

当日配布資料1につきましては、前川委員より月額を0.3%引き上げ、期末手当については0.05月分の増額、実施時期につきましては、月額は平成28年4月1日、期末手当は平成27年12月1日からとの意見でございます。宮沢啓嗣委員からでございますが、前川委員と同じ意見で、月額の実施時期が平成28年1月1日からとされている点が前川委員と異なっております。

次に、当日配布資料2ですが、宮澤茂委員から、附帯意見についてのご意見ということで提出されておりますので、こちらについても配布させていただいております。

もう一つ、答申案のたたき台ということで、事務局で作成させていただいたものを添付させていただきました。限られた時間の中でご審議いただけるようにということで、事務局で作成したものでございます。金額については、答申案のイメージを持っていただくために、事前にご意見をいただいたお二人の案である改定率0.3%の数字を、仮として記載させていただいております。また、2ページ目の説明については、これまでのご意見を踏まえまして記載させていただいております。当然のことながら、本日の審議によって内容は変更されるものと考えております。後ほどご議論いただく際の参考にしていただければと思っております。

次に、事前配布した資料の説明でございます。1ページ目は市長の俸給額等の改定案ということで、体裁は前回の審議会の資料とほぼ同じ形になっております。上段の表は俸給額で、一番上の行が現行の月額と年額の金額でございます。2行目からが、改定の案ということでお示しさせていただいております。改定率については、0.1%から0.1ポイント刻みで記載し、そして最後が0.385%引き上げる場合の案となっております。改定率0.1%につきましては、人事委員会勧告における一般俸給表9級の改定率ということです。0.3%という数字については、勧告における一般俸給表全体の平均改定率でございます。0.385%については、平成19年度からの人事委員会勧告における、一般俸給表の平均改定率を累積した場合の数字でございます。それぞれ、改定率における引き上げ額、そして年額でどれだけ増額するかということに記載しております。

中段の表が、期末手当の影響額として掲載しております。現行の俸給月額で見た場合の数字と、0.05月引き上げた場合の年額とその引き上げ額を参考までにお示ししております。

一番下段の表については、俸給および期末手当のそれぞれの年額ベースで合計したものを、年収総額として記載しております。それぞれ、現行の報酬を0.1%等引き上げた場合のもの、さらに、それに期末手当0.05月をプラスした場合のものという形でパター

ン化し、その影響額をお示しさせていただいております。

2 ページ目については、市長と同じような形で、副市長についてまとめたもので、報酬額の部分において、改定した場合には市長の報酬月額との比率がどうなるかということも記載させていただいております。

3 ページ目、議長の報酬額の改定案です。こちらにつきましても、市長と同じような考え方で作成しております。

4 ページ目については、議長の報酬額に関するもう一つの案になります。前回の審議会では、政令市の市長との比率の平均ということでお示ししましたが、ここでは財政規模が類似している7市の市長との平均比率ということで作成しております。議長の場合を見ると、平均70%ということになっております。現行より3万7千円の引き上げとなり、年額においては44万4000円の増となります。この報酬額をベースにしまして、期末手当額を計算し、それぞれ年収総額がどれくらいになるかということを下段でお示しております。

副議長についての資料ですが、まず5 ページ目が市長と同じような形で改定率を引き上げた場合の試算です。6 ページにつきましても、議長の改定案2と同様に、財政規模類似7市の対市長率、63.1%で作成したものです。

7 ページの、議員の報酬額改定案1については、市長の引き上げ率と同率で行った場合の案でございます。8 ページについては、財政規模類似7市の平均値である57.8%を採用した場合の数値でございます。

9 ページについては教育長、10 ページは常勤監査委員、11 ページが企業管理者の改定案ということでそれぞれお示ししております。こちらについては、市長の改定案の形で作成したらどうなるかという影響額でございます。

その次の資料としまして、特別職の報酬等の状況というものを事前配布させていただいております。こちらにつきましても、教育長、企業管理者および常勤監査委員の計4名に関するものです。1 ページ目が、現行の報酬、期末手当、年収見込み額の表です。次のページが、教育長、水道事業管理者および常勤監査委員に関する政令指定都市との比較を示した資料です。病院事業管理者につきましても、水道事業管理者と同様に企業管理者という位置づけになっており、報酬額が同じになっておりますので、ここでは水道事業管理者の者としてお示しし、病院事業管理者についてはここでは掲載しておりません。

教育長につきましては、法改正に伴いまして、4月1日から特別職で、教育委員会の代表となるということで身分変更が行われております。それにより、責任の度合いも以前に比べまして増しているという状況です。こちらについては、平成27年4月1日以降、新教育長になった時に適用するということになっており、本市の場合もすでに新教育長に移行しています。そういった動きの中でも、報酬に関する本市の教育長の順位としては、7位となっており、市長、副市長と比べれば上の順位になっているということです。水道事業管理者および常勤監査委員についても、報酬額は上位のほうに位置しています。

2 ページ目は、他都市の比較資料です。類似7市との比較でどうなっているかということについてお示しさせていただいております。新潟市の場合は、それぞれ1位、2位、1位という順位です。なお、資料中では新潟市の教育長の適用年月日が平成18年4月1日となっておりますが、こちらは平成23年4月1日の誤りでございますので、訂正をお願い

いたします。大変失礼いたしました。

次の資料は、期末手当の政令市20市における状況になります。こちらについては、市長以下の特別職と同様の形でございます。支給月数、加算率が異なっておりますので、期末手当について本市は17位となっております。報酬月額は上位でしたが、期末手当については相対的に下位という状況になっております。

2ページ目が、期末手当に関する類似都市との比較です。その次が、年収ベースでの比較になります。こちらについては、地域手当を支給しているか、いないかという差がありますので、相対的に本市は低くなっている状況です。下段の表については、類似都市の状況でございます。

次の資料ですが、こちらは行政委員の場合がどうなっているかという表でございます。政令指定都市20市の教育委員、人事委員、選挙管理委員、農業委員、そして監査委員という形です。こちらにつきましては、本市の場合は平成24年4月1日から、月額部分と日額部分を併給するという方式を取らせていただいております。政令市全体の状況を見てもらえればわかりますとおり、月額で支払っている市と日額で支払っている市がそれぞれ半々くらいという状況です。本市と事情が似通っている都市は、広島市だけという状況です。以下、それぞれの委員について同じような資料のつくりとなっております。行政委員の場合は、月額部分がかなり小さくなっておりますので、市長の改定率を適用したとしても、千円単位で改定している関係上なかなか金額に反映されないという課題があるかと考えているところでございます。

説明は以上になります。

(古川会長)

それでは、まず市長、副市長の報酬および期末手当について議論に入りたいと思います。今回、一般職について、俸給は0.3%、期末手当は0.05月の増額という形でしたでしょうか。

(職員課長)

まだ決まってはおりませんが、一般職の俸給についてはその通りで、期末手当については0.1月の増となる見込みです。

(古川会長)

0.1月でしたか。では、特別職の0.05月というのは、どこから出てきたものでしょうか。

(職員課長)

0.05月というのは国の指定職に関するもので、人事院勧告の案がそのようになっています。国の特別職や国会議員に、これまでも適用されてきたという経緯がございます。

(古川会長)

そういうことでございますので、一般職の俸給増額0.3%、それから期末手当につい

ては、人事院勧告に準じた0.05月分の増額という案が考えられます。ですが、ここでの議論はそこに拘束されるわけではありませんので、皆様方に忌憚のないご意見を伺いたいと思います。どなたか、ご意見ございますか。

(宮澤茂委員)

これから議論していくうえで、まず確認をしたいと思います。前回もいろいろな議論があった中で、政令市に移行してからの見直しというか、従来の業務との質的な違いという話がありました。今日の議論を進めていく前提として、そういう話を反映させた方がいいのか、それとも、それについては色々な資料を確認して時間をかけて検討する必要があるということで切り離して進めるのがよろしいのか、皆さんに確認させていただければと思うのですけれども。

(古川会長)

一回目、二回目の議論を通して、皆様方のご意見の最大公約数的なところを捉えていきますと、他都市との格差是正という点が一番大きなポイントになっていたのではないかと思います。その是正の方向に向けて今後努力をしていくということですが、この審議会は次回以降の審議会の判断を拘束することはできません。ですので、この審議会でどういう方向性を目指すかということは、補足意見として答申書に盛り込むことはできますが、次回以降の審議会の判断を拘束する形での答申はできないという限界があるわけです。

そこで、今回の答申の内容をどうするかという部分で、一挙に格差を是正するということとなりますと、金額の開きが相当にありますから、予算の裏付けが必要となります。そのため、事務手続き的な部分で困難な問題も生じます。ですので、今回を皮切りにして、先鞭を着けるというかたちで考えていくしかないんじゃないかという意見が出されております。大方の意見というわけではないですが、そういう意見もありました。そういったことも踏まえて、今回この審議会では、報酬についてどういった判断を下すかということをご諮問されているわけですから、そういった視点からも皆様から意見をまとめていただきたいと思います。

(宮澤茂委員)

最初にそれを確認させていただきたかったのは、もし各委員のお考えとして、格差是正というのは前から言われてはいるけれども、実施には踏み切れていないということがあるので、今回諮問がなされているわけですから、今回の報酬見直しの時にそれを反映させていこうという共通認識があればそのように発言させていただきたいと思いますし、そうでなければ附帯意見というかたちで盛り込んでいただければと思います。まず、議論を進めていくうえでいかがでしょうかということで、お諮りいただきたいと思います。

(牧野委員)

宮澤委員のご意見もわかりますけれども、宮澤委員ご自身の考えをお述べになるほうがよいのではないのでしょうか。

(宮澤茂委員)

私自身の意見としては、100%実施するか、一部実施するかは別として、勧告の趣旨というものを切り離して議論するべきだと思っております。報酬改定の要素の一つとして、現実に存在している格差については是正を図るべきだと考えているということです。

(古川会長)

今回の審議会において、どの程度の格差是正を図るべきかということが中心的な議題となるわけです。その点についてはいかがお考えでしょうか。

(宮澤茂委員)

それについては、先般私のほうでいくつかパターンをお出しして、資料をお配りしました。その中の退職手当に関する部分を除外して見ていただくと、Aパターン、Bパターン、そのどちらかということが私なりのイメージです。その根拠が何かと言うと、新潟市以外の政令市19市全体を眺めるのではなく、人口なり財政規模なりが類似している7市の状況を勘案して、それぞれ市長や副市長について比較整理したということです。

(古川会長)

結論としては、どれくらいの上げ幅になりますか。

(宮澤茂委員)

具体的なことを申し上げますと、前回お配りした提出資料2を見ていただければと思います。3枚つづりの資料のうち一番最後になります。この改定率というところで、市長が1.1%、議員が0.3%としているもの、もう一つの案が、市長が2.3%、議員が0.7%というものです。この2.3%と0.7%というパターンが、先ほど申し上げた7市の状況を勘案してその格差をすべて是正するために必要な数字ということです。一気に上げるというのが財政的に厳しいということを考える場合は、おおむねこの半分ということで、1.1%と0.3%としました。具体的な金額で言えば、2.3%と0.7%の場合であれば、市長は月額2万7000円、議長、副議長、議員が一律5000円の増、副市長は7市との比較であまり差がないということで、据え置きとなります。この半分の場合であれば、市長は1万3000円、議長、副議長、議員がそれぞれ2000円の増というかたちです。

(古川会長)

ありがとうございました。ほかにご意見ありますか。

(牧野委員)

私は、政令市の中で最下位だからどうというのはあまり気にする必要もないのではないかと思います。20位だから10位に上げなきゃならないという論理的な根拠は無いわけですから。ですので、私は勧告通りということでよいのではないかと考えています。

(古川会長)

ほかにご意見ありますか。

(柴田委員)

報酬、または給与というものについては、支払の基準があると思います。会社で言えば、経営状況というようなものがあると思います。もう一つ、受け取る側の基準もあると思います。労働あるいは頭脳を提供するということです。この両者がそれぞれ納得のいくものが、給与の額だと思います。今回、20位云々ということは、そこまで大きな問題ではありませんが、それが本当に支払基準と受取基準に応分なものなのかどうかというのは、重要なことだと思います。ここまで数字ではっきり見えたとしたら、いずれ検討する必要があるだろうと。ただ、それを議論するのはこの席ではないというものはっきりしておりますので、ぜひ様々な要素を入れたかたちで正しい姿はどれくらいなのか、ということは今後出していってほしいと思います。それは市民の立場としても当然のことだろうと思います。ですので、今は誰もが納得できる0.3%、0.05月というものを今年の増額勧告というかたちにしたいと思います。

(古川会長)

小室委員、どうでしょうか。

(小室委員)

俸給は0.3%の増として、期末手当はそのままでいいのかと思っています。月額が上がれば、必然的に期末手当も上がるわけですので。そういうことを考えると、期末の月数は同じでもいいのではないかと思います。

(古川会長)

岩橋委員、いかがでしょうか。

(岩橋委員)

過去2度の議論での総合的な判断としては、基本的に据え置きということで私の意見は変わっておりません。ただ、皆さんの総意であれば議論に加わってほしいと考えます。

結論から申し上げますと、宮澤委員のおっしゃったような市長と議員の上げ幅を変えるという方法を考えております。市長との格差で考えた場合、新潟市は一般の議員の格差がかなり大きいということもありますので、そのあたりの見直しをすればいいかなと思っています。

それともう一つ、期末手当につきましては、昨年議会で議決して上がっています。年間の報酬ベースで1.16%ほど上がっております。確か15万円程だったと思います。そういうことですから、期末手当については据え置きを提言したいと思います。

(古川会長)

そうしますと、市長、副市長に限って話をしますと、今のところ宮澤委員の提案されて

いる率が1.1%ということで、一番高いということですね。

(宮澤茂委員)

ただ、その率については最初に申しあげたように、今回の答申で格差をすべて是正するという同意が審議会で得られればということで、出させていただいたものです。ですので、先ほど柴田委員がおっしゃられたようなこともあれば、私は固執するつもりはありませんので、皆さんと同じ視点で、人事委員会の勧告趣旨を踏まえながらどうするかということで、別な意見も考えています。

(古川会長)

わかりました。最大公約数的に考えると、報酬については0.3%の増、期末手当については、昨年増額されたから今回変更する必要はないというご意見、それと0.05%で改定するというご意見が、それぞれ似たり寄ったりかなと言う感じですが。

(宮澤茂委員)

私も期末手当については据え置きという結論です。その理由については、昨年見直したからということではありません。人事委員会の勧告を読みますと、調査した結果、民間の手当は確かに上がっているけれども、勤勉部分が上がっているという調査結果ですので、一般職の手当引き上げの0.1%というのは期末部分ではなく、勤勉部分に配分しますとはっきり書いてあるんですね。今までの事務局の説明で行きますと、これまで様々な経過はあったにしろ、特別職の手当については期末手当一本ということでした。それについては理由も含めて話がありましたが、つまり特別職の手当には勤勉というものが入っていないということです。そうであれば、勧告の中には増額と出ていますが、それは勤勉手当に配分するということですので、人勧の趣旨を尊重するという意味からすれば、やはり据え置きが適切ではないかと考えた次第です。

それから、俸給の部分です。事務局から示されたものが4パターンある中で、0.3%という発言がいくつかございました。この点については、私は0.3%ではなく0.1%が妥当ではないかと思えます。というのは、この0.3%というのは俸給表全体の平均改定率を基準としたものだという説明でした。ところが、勧告を読みますと、若年層に手厚く配分し、高年齢層には薄くしているという書き方になっています。実際、8級とか9級には年齢の高い人が多くいて、公務員の場合、課長、部長、局長という職務になっております。そうしますと、特別職というのは一般職を引っ張っていく経営者の立場ですから、8級とか9級の部分がより近いのではないかと考えます。そこで、8級、9級の部分がどれくらい上がるかということで、事務局に試算していただいたところ、端数を処理して0.1%ということでした。私が独自に試算したところ0.161514%という形になりましたけれども、そういう意味で、俸給の改定率については全体ではなく、高位の号俸に着目して0.1%ということをサポートいたします。

(古川会長)

0.1%という結論ですね。ありがとうございました。

いかなる金額が本来の合理的な数値となるかという議論は、こういった限られた場でやってみてもなかなか結論が出ないと思います。合理的な数値を出すためには、常設的な委員会で、一定期間の継続性のある議論で深めていくということが必要になってきます。これは今回に限らず、前回も前々回も、委員の皆さんは同様の認識を持って来られているわけですが、残念ながらこの審議会の条例上の構成は、そのようにはなっていないわけです。あくまで市長から諮問を受けた場合に限り、それに対して答申するというかたちで意見表明をする、そういうかたちになっているわけですから、非常にもどかしい部分もあります。

ただ、その仕組みをこの場で変えるということは事実上不可能でございます。そうしますと将来を見据えた中で、この審議会をどのように位置づけていくのかということになってきます。例えば、報酬の政令市比較において、20位という順番にこだわるわけではないけれども、合理的な報酬の額はいくらなのかということについては一定の数式があるわけではありませぬので、色々な物差しに基づいて検証して答えを出す必要があるわけです。20位というのは最下位ということですが、その金額が正当なんだと言い切るだけの根拠も、またないわけですね。

今まで、据え置きを繰り返してきた結果が、今のような状態になっているわけですから、このあたりで、ものの見方を変えるというきっかけにしようという点では皆さん方の認識が一致しているのではないかと思います。つまり、この審議会というのは、今までの流れに対して一石を投じる審議会でありたいという認識は共通しているのではないかと考えております。さりとて、抽象的な議論に終始しているわけにはまいりませぬので、具体的な諮問をいただいたからには、何らかの答申をしなくてはならない。報酬を上げるにしても、具体的にどれくらいの増額をもってこの委員会の結論とするかを出さなければならない。そういったところに、この審議会の難しさがあるわけです。

そのような様々な制約の下で、皆さん方から0.1%、0.3%といった意見が出されました。この割合についてさらにご意見はありますでしょうか。自分の主張する0.3%の根拠は他にもある、というようなご意見でもあればと思いますが、今までだいたい議論も重ねてまいりましたので、新しい視点というのは中々ないかもしれません。

そうすると、今回の審議会では、増額改定を目指そうという方向では総論の一致を見たわけですが、具体的にどれくらいの割合で増額するかということになると、今のところは0.3%という数字が一番ご意見として多いように思います。

宮澤委員、0.3%という数字はどうでしょうか。納得できないということでご自分のご意見にこだわりを持たれるか、あるいは、今回は0.3%の方向でまとめるということになされるか、上げ幅についてさらにご意見はございますでしょうか。

(宮澤茂委員)

最後は多数決で決めるわけではなく、大方の意見がこう収れんしましたという話になります。ですので、欠席員も含めた他の委員の意見が、今の議論を踏まえたうえで勧告通りということであれば、私も自説にこだわるつもりはありません。

(古川会長)

それでは、報酬につきましては0.3%の増ということで皆様方のご意見を集約させて

いただいてよろしいでしょうか。

では次に、市長、副市長の期末手当についてです。これについては、人事院勧告どおりの0.05月ということで進めるか、あるいは人事院勧告が勤勉手当ということを念頭に置いた増額であることから、今回はそれを適用しないということで考えるのか。あるいは、期末手当については昨年度も増額しているということで、今年は据え置くべきだということで行くか。それぞれご意見がございました。

(牧野委員)

昨年は、期末手当をどのくらい上げたのですか。

(職員課長)

0.15月です。

(牧野委員)

では、私も据え置きに賛成です。

(柴田委員)

昨年、その話を伺った時に、この審議会は何のためにあるのかなと思った記憶があります。それを思い出したら、私も据え置きとしたいと思います。

(古川会長)

そうしましたら、市長、副市長については、期末手当については据え置きということで当審議会の答申の内容とします。

引き続きまして、議員についての議論に移りたいと思います。議長、副議長および議員の報酬と期末手当が問題となっております。これまで出された意見としては、市長、副市長の例によるべきだというご意見と、議員については市長、副市長の報酬との間に格差が認められるため、より大きな増額で臨むべきだというご意見と、そうではないというご意見と色々がございます。それぞれの立場でご意見をまとめていただき、ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

(牧野委員)

確かに格差はあります。県の知事と議長の格差が0.77くらいですよ。市長と議長の間が0.66くらいですから、格差はあると思うのですが、議員まで含めて今回格差の是正を図るということになれば議員の数も多いですから、相当の予算措置が必要になると思います。そう考えると、さてどうなのかなと。

(宮澤茂委員)

私は基本的に市長も副市長も、議員も同じ考え方を取りたいと思っております。先ほどの話の整理の中で、人勸趣旨の尊重ということで議論させていただきましたので、議員についても私としてはそのかたちで進めたいと思っております。

(古川会長)

同じ0.3%ということですね。

(岩橋委員)

今のご意見に賛成したいと思います。格差是正は必要ですが、この限られた時間で一つの方向付けを示そうとしても、なかなか不可能だと思います。ただ、そういう実態にあるということだけは議事録等で申し送るなどの方法を取ることが限界ではないかと思います。

よって、市長、副市長と連動するようなかたちでの引き上げ幅で、期末手当については据え置きという形で考えています。

議員を大きく増額した場合、例えば新聞紙上でそれを発表した時に市民がどう捉えるかという問題もあります。一般議員はこれだけ上げましたというかたちを取っても、きちんと説明ができないわけですから。市民が詳しい情報を得られない中で、格差是正のためにこれだけ上げたということについて、市民にはなかなか理解してもらえない部分もありますので、将来的な課題として審議会で申し述べていくという形にしかできないと思います。したがって、市長、副市長と連動するような形で進めていただければと思います。

(小室委員)

私も、市長、副市長と全く同じやり方でいいのではないかと思います。

(柴田委員)

以前の審議会で、やはり同じような議論がありまして、議員は非常勤ということでなかなか活躍の姿が見えないという話でした。そうすると、報酬はどのくらいが妥当なのか、市長、副市長と比べてどうなのかということで、相当踏み込んだ内容までの審議になったと覚えています。その結果を踏まえて、今回事務局から資料を提供していただいておりますが、その資料以外に議員が地域でどれだけ活躍しているのかという部分が、行っている方とそうでない方でこれも大きな差があるわけですね。そのところまで考えようとするの大変難しいのかなと思いますので、私も市長、副市長に合わせるかたちでよいのではないかと思います。

(古川会長)

それでは、議員の報酬及び期末手当につきましては、全員で意見が一致しましたので、議長、副議長、議員については、市長、副市長と同じという扱いにしたいと思います。

非常に順調に議論を進めていただきまして、ありがとうございました。

(岩橋委員)

先般の会議でも申し上げましたが、事務局にお願いしたいことがあります。審議会が開かれると、新しい委員になって、限られた時間の中でこういう場に立つわけです。そういった中で今のような議論をすると、どれだけ時間があっても足りなくなってしまう。また、比較論にするのか実績論にするのかなど、どこに論点を置くのか個人の考え方もまちまちです。したがって、財政状況が過去5年間でこうなっていると、おおよその数値

を示してもらおうとか、また、福祉に関する経費が増えていくとか、インフラ整備の改修費や合併建設計画で作った設備の維持費などが増えていくことも見えているわけですから、そのあたりも含めた将来見通しについて、数値化は難しいかもしれませんが、プラス要因とマイナス要因をある程度並べて、現状と課題をイメージしていただくのと同時に、答申については市民の理解が得られないとよろしくないわけですので、2年に1回の市民満足度調査についても、市民がどういうことに満足しているかという部分をポイントを絞って組み入れていく。そういった客観的な要因を最初に出しておいて、あとは委員個人の考え方やその時の現状を合わせて判断していくような仕組みができていけば、もっと核論に迫って、比較論や感情論だけではない議論ができるのではないかと思います。ですので、何年かけても結構ですから、委員の話も聞きながら、そういった仕組みを構築していただければと思います。

(古川会長)

それでは、市長、副市長について増額改定という方向が出ましたので、それに関連しまして、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者、常勤監査委員のそれぞれについて、期末手当を含んだ報酬のあり方について意見を求められています。これは諮問ではなく、市長から当審議会の意見を求められているというかたちです。その意見の取りまとめ作業に入りたいと思います。

先ほど事務局から概括的な説明をいただきましたが、札幌から始まって熊本まで、新潟市を含めた20市との比較で行くと、教育長については7位に位置しているということです。水道事業管理者については5番目、常勤監査委員については5番目という高順位に位置しているという説明がございました。この説明についてご質問等があればお願いしたいと思います。

(宮澤茂委員)

事務局に教えてもらいたいと思いますが、まず教育長ですが、確かこの4月から新制度になる前に、教育長についての条例が12月議会で可決されました。それまで、教育長には教育委員という立場もありましたが、あくまで事務局の総とりまとめということで、非常勤の教育委員長が別にいたという制度でしたよね。それが一本になって特別職になったとおっしゃってありました。

今までの教育委員長と教育長の職務を一本にしたということで、制度の性格も変わっていますよね。条例化するとき、そういうところも踏まえて今の報酬を決定されたのかという点では、前の形のままで来ていますから、おそらく考慮してはいないと思います。

一方で、事前配布されました特別職の報酬等の状況に関する資料の2枚目を見ますと、他都市との比較という部分があり、ここを見ますと、平成27年度に入ってから教育長の報酬を見直しているところが8市ありますよね。この8市は制度改革に着目して見直しをされているのか、あるいは別の要素で見直しているのかということ、もし分かれば教えていただきたいと思います。

(職員課長)

基本的には、平成27年4月1日以降に教育長に任命される場合は、新制度に移行しなければならず、特別職という位置づけになります。この平成27年4月1日という部分については、ちょうど前の教育長の任期がそこで切れるということでしたので、新たに新教育長の任命をせざるを得なかったという状況です。同時に、今回条例を新規に制定し、特別職としての報酬を位置付けたということです。以前は一般職という扱いでしたので、行政職の一番上の俸給および手当をもらっていたという方が多いため、金額についてもここに記載しているとおりに、それほど多くの金額はいただいていたという状況でしたが、特別職ということで見直しを行い、この数字になったというのが平成27年4月1日以降の適用の数字だということになっています。

(宮澤茂委員)

そうすると8市については、金額について旧制度の時から改定をしていますか。それ以前と同じですか。

(職員課長)

横浜については、変更なしで84万円という状態です。その他の市については金額の差はありますが、改定をしております。

(宮澤茂委員)

額の大小はともかく、改定はしているということでしょうか。

(職員課長)

条例の中で新たに額を定めなければならなかったため、横浜市についてはその条例の中に従来の金額と同額で制定をしているということです。

(宮澤茂委員)

金額で変わっていないのは、横浜市以外にもありますか。上から行くと、まず仙台市はどうですか。

(職員課長)

仙台市は一般職に準じておりましたので、引き上げております。

(宮澤茂委員)

千葉市はどうでしょうか。

(職員課長補佐)

上がりました。

(宮澤茂委員)

川崎市はどうですか。

(職員課長補佐)

81万円に上がっています。これまで一般職でしたので。

(宮澤茂委員)

神戸市はどうでしょうか。

(職員課長補佐)

神戸市も上がりました。

(宮澤茂委員)

北九州市は。

(職員課長補佐)

上がりました。

(宮澤茂委員)

福岡市、熊本市は。

(職員課長補佐)

熊本市は3000円上がりました。福岡市は平成27年4月1日の改正ではありませんが、ここは変わっておりません。

(宮澤茂委員)

福岡市は違いましたね。失礼しました。そうすると、横浜市以外は特別職になった時に見直しをしているようですね。

(古川会長)

この資料の1ページ目の金額は、上がった結果の金額ですか、上がる前の金額ですか。

(職員課長)

現行の数字を記載していますので、上がったところは上がった数字になっています。

(古川会長)

そうすると、上がった数字を基に比較しても、新潟市の場合は他都市とそん色のない金額になっているということでしょうか。

(職員課長)

順位的には、それほど大きな変動はなかったということです。

(古川会長)

教育長については、今までは事務局のトップであるという位置づけだったわけですが、今年の4月からは教育委員長も兼務するという形になるのでしょうか。それとも、教育委員長というポストそのものがなくなったのですか。

(職員課長)

教育委員長というポスト自体がなくなったということです。

(古川会長)

その結果、教育長は一般職ではなく特別職に変わったということですね。そうすると、特別職に変わったというこの時期をもって、職種の内容に変化があるわけですから、それに対応して報酬の額も変更すべきか、あるいは、教育長が一般職だった時代からしても結構高額な報酬が支給されていましてから、それが特別職に変わったからといって特に報酬を見直す必要はないと考えるか、そういうことですね。

減額するという意見はないと思うのですが、一般職から特別職に変わったことを踏まえて、増額変更する必要があるかないかという議論になるかと思います。どなたかご意見ございますか。

(岩橋委員)

職務が変わったからと言っても、私どもとしてはどのように職務が変わったか、増減したのかもわかりません。判断する材料がないわけですが、行政職の管理職として今のこの額でよいと思います。つまり、これを上げる必要はなく、現状を基準にした金額でよいと思います。

(宮澤茂委員)

私は岩橋委員のご説明には賛同できません。というのは、会長からのご質問にもあったように、これまでは教育委員会をまとめていく立場としての教育長がいたわけですよ。それとは別に、新潟市の教育行政はいかにあるべきかという根本を司る合議体としての教育委員会というものがあって、それは教育委員が議論しながら決めてきたわけです。もちろん、教育長も委員として参加はしておりましたが、どちらかと言えば事務局代表としての立場であり、合議体としての教育委員会の運営は教育委員長がリードしていたわけですよ。ですから、委員長の考えが教育行政に非常に大きな影響を与える役割を果たしていたわけです。

今回それが一本になって、従来の事務局代表としての教育長から、教育委員会全体を代表する、教育行政をどうやって引っ張っていくのか、大きな方針を決めるとか、そういう役割が課せられていた従来の委員長の立場も一本になっていると。名前が一緒だからピンとこないかもしれませんが、分かる方はそういうことが分かっていると思いま

す。

ですから、先ほど他のところはどうかとお尋ねしましたが、案の定、他の都市はそういうところに着目して手当しているわけですね。ここをきちんとしておかないと、政令市になった時に云々という話がいつかまたどこかで出てきてしまうと思います。

(岩橋委員)

そういう部分も理解できます。しかし、各区に細かく配慮ができるようにということで、教育委員を2名増員しています。それともう一つ、教育行政を末端でサポートするというで、各区に教育支援センターを、5名から7名ぐらいのスタッフで増設しているわけです。そういう周りの体制にもかなりお金をかけてやっていますから、その議論については少し賛成できません。

(古川会長)

お二人の議論は少し置いておいて、ほかの委員のご意見もお聞きしたいと思います。

(牧野委員)

私は、教育長については据え置き論です。というのは、教育長と市長との給与バランスを見た時に、市長は20位で教育長は7位なわけですね。そのバランスが少し悪いので、減額はしないにしても据え置き論ですね。

(古川会長)

小室委員、いかがでしょうか。

(小室委員)

皆様はどうお考えになられているか分からないのですが、一般職でこれだけの報酬をいただいていたというのを見た時、とてもびっくりする額でした。今回、特別職になられたということですのでけれども、議員等と比べると、議長よりも多くの報酬をもらっているという状況になるわけです。議員は他都市と比べると全体的に低かったわけですが、教育長等については20市の中でも7位ですし、財政規模が似ているという7都市のなかでも1位になっているので、私も据え置きが妥当ではないかと思っています。

(古川会長)

柴田委員、いかがでしょうか。

(柴田委員)

総額が81万7000円ということでした。27年度に職務の役割を変更した、神戸市とか北九州市あたりは83万円ということで、新潟よりは高くなっていますが、都市間の格差を比べますと、新潟市の金額は相対的に高かったのではないかと思います。そう考えますので、私も据え置きが妥当かと思っています。

(古川会長)

また宮澤茂委員の話に戻りますが、今までの議論を踏まえてどうでしょうか。

(宮澤茂委員)

この表を見てもお分かりのように、各市の金額を見ますとかなりのばらつきがあるわけですね。これはおそらく、それぞれの市における教育に対する考え方があった上で、こういうかたちになっているのではないかと思います。

そういう意味からすると、新潟市は教育に非常に力を入れているという部分があったのではないかと考えておりますし、そういうことだとすれば、順位というのはあくまで結果論であって、横並びということについては参考程度にとどめ、この職についてはどうなんだというかたちで議論をしていきたいと考えております。

結果として据え置きということであれば、それはそれでよいと思うのですが、現状の報酬が高いということについては、いささか賛同しかねますということです。

(古川会長)

何も全部横並びにする必要はないと。今まで教育長の報酬が他都市に比べて高額だったのは、教育問題に対する位置づけが重要なセクションだということで、そういう評価をしてきたと。そういった教育長の仕事に対する評価の在り方を、ここにきて変える必要はないだろうと、むしろ宮澤委員のお考えとしては、一般職から特別職になったこの機会に、教育長以下、ここに出ている行政委員等の報酬についても他と同じように0.3%のアップ率で増額ということですか。

(宮澤茂委員)

資料がないのでちょっとわかりませんが、従来の教育委員長にお支払いしていた月額があったと思います。少なくとも、その範囲の中がいいのかと。イメージ的には従来の教育委員長の職務を教育長が一身に背負うということになるわけですね。そうすると、従来の教育委員長にお支払いしている金額を上限として、その中でいくらにすべきかということを考えています。

(総務部長)

従来の教育長も、一般職である教育長と特別職である教育委員を兼ね備えていたわけですので、旧教育委員長と旧教育委員との差の部分を今の報酬にプラスするべきというお考えで、よろしかったでしょうか。

(宮澤茂委員)

事務局のトップとしての立場と、教育委員という立場があったわけですが、委員長の月額俸給と委員の月額俸給との差が増額の上限だということです。

(古川会長)

教育長以下の報酬の額については、色々な視点があろうかと思います。ここでの結論的

には、教育長以下、水道事業管理者、病院事業管理者、常勤監査委員についてはすべて据え置きという意見が多数を占めているように思いますが、そういう方向で意見のとりまとめをさせていただいてもよろしいでしょうか。

そうすると、残りは行政委員に関するものになります。行政委員については、色々とテクニカルな問題もありますので、教育長以下の議論を踏まえ、事務局に一任するという形で考えたいと思いますが、いかがでしょうか。

(宮澤茂委員)

一つだけ、よろしいですか。基本的に一任で異存はないのですが、一つ気になったことがあります。委員によっては、例えば弁護士など一定の職制がふさわしいということで、これまでお願いしていたものがあると思います。現在の月額報酬で委員をお願いした時に、すんなりお願いができるのかどうか。あるいは、そういう人をお願いするときは、この金額ではないものをお願いしているというようなことが、実際にこれまであったのかどうか。もしそういうものがあったとしたら、この機会にそこを見直してもいいのかなと思います。

(職員課長)

おっしゃるように、監査委員の識見を有するという部分については、そういう人的な問題もあって、引き上げを行ったということがありました。例えば、弁護士などをお願いする場合になかなか難しい部分もありますが、その他の委員については現在の金額でお願いできないという状況ではありません。

(宮澤茂委員)

弁護士をお願いするときは、市で候補者を選んでお願いするのですか。それとも、弁護士委員会なりの事務局に推薦を依頼するのですか。

(職員課長)

推薦をお願いすることが多いかと思います。

(宮澤茂委員)

そういうところにどなたか適任者をということでお願いした時に、相手のから、依頼の趣旨は分かったけれどももう少し見直しをしてくれないかとか、そういう話はありませんでしたか。

(職員課長)

そういう思いはあるかもしれませんが、具体的にそういうお話があったということは、こちらでは聞いておりません。

(宮澤茂委員)

非常に失礼かと思いますが、会長は弁護士でいらっしゃいますよね。会長という立場を離れてご意見をいただきたいのですが、今のような行政委員に事務局を通して依頼が来た

時に、弁護士さんとか公認会計士さんはあまりお金のことでとやかくは言わないだろうと思いますけれども、実際にやっていただくうえでは、結構責任もあるでしょうし、それなりに汗もかかと思うのですよね。そうした時、今の金額からもう少しというのは、皆さんの中にはないものでしょうか。

(古川会長)

私どもの業種は、一人ひとりが一匹狼でございまして、そういうことについての横の連絡は全くございません。依頼を受けた弁護士それぞれが、その仕事をやる気になるかならないかということで判断しております。ですから、その対価としての報酬の額が相当かどうかということについては、あまり考えていないかと思えます。

(岩橋委員)

昨年か一昨年、それまで月額報酬だったものを、出勤日数で日当でも払いましょう、月額はこれくらいにしましょうというかたちに置き換えました。ただその時、農業委員会はどのようなわけか、そういうかたちにならなかった。そういうこともありました。その見直しの時、金額自体は変わりましたか。

(職員課長)

基本的には、月額報酬をベースにしての改正でしたので、金額についての改定は、農業委員については実施しておりません。ただ、農業委員会の会長については、他都市と比べて突出して高かったという部分がありましたので、その部分だけ平準化する改定を行いました。会長についてのみ改定しております。

(岩橋委員)

会長だけ変えたということですか。農業委員会だけは、月額と日当の併用にはしなかったという経過がありましたから、会長は下がって、あとの委員はそのままということですね。わかりました。

(牧野委員)

あと、改定の時期という問題がありました。

(古川会長)

そうなんです。今、行政委員について事務局一任という提案を了解していただければ、市長、副市長および議員について、報酬増額の実施時期について議論したいと思っております。行政委員については、よろしいでしょうか。

それでは、今ほど増額改定が決まりました、報酬等の改定実施時期についてです。実施ということになりますと、事務手続きとの絡みも出てきますので、事務局からそのあたりについてご説明いただけますか。

(職員課長)

従来から報酬等の審議に関しましては、1月中の実施でしたので、翌年度4月1日から適用ということでございます。先回も少しお話しましたが、今回は人事院勧告の取り扱いについて特殊事情があるということで、国は来年早々の通常国会で提案するというので、今回は臨時国会での審議がない予定です。そのため、まだ法案の国会への提出ができていないという状況で、私どもにつきましても、今回の12月に関しては見送るということで考えているところでございます。そういったことであれば、2月の提案ということになります。

ですので、この報酬等に関しましては、過去の経緯も踏まえつつ、翌年度の平成28年4月1日からの適用という考えを持っております。

(古川会長)

今の説明について、何かご質問等ございますか。

(宮澤茂委員)

勧告の扱いがまだ流動的ということもありますので、実施の時期は市の給与条例改正の時とし、遡及しないということでどうかと思います。

(牧野委員)

私も、賛成です。

(古川会長)

条例を変えた時として、遡及はしないと。そういう案が出されました。事務手続き上、問題となる点はございますか。

(総務部長)

市の場合、2月議会は現年度分の審査を先に実施します。平成27年度分の補正予算を先に審査して、先に採決を行います。その後、引き続いて新年度分の予算を審議し、3月の終わり頃にもう一回採決をするという形です。

そうなると、一般職の条例案を提出するタイミングは現年度分になるかと思っておりますので、採決は2月の下旬に行われます。この採決の次の月からとすることとなると、3月から改定するのかどうかという問題が出てきます。先ほどお話ししました内容では、これまで特別職を改定する際は遡らず、翌年度の4月から実施していましたから、そこで2か月分の差が生じてくるかと思っております。

(牧野委員)

一般職は、今年の4月からという形で遡るのでしょう。

(総務部長)

遡ります。

(岩橋委員)

宮澤茂委員の今のご意見としては、心配されているのは議会を通るのが遅くなったらどうするかということですよ。そこを考えると、遡りは条例が成立した時からになるのかどうかということですよ。

(総務部長)

遡りはしないという考え方ではあるのですが、新潟市の議会運営上、採決を行うタイミングが二回あるということで、一般職の改正条例については、現年度分として採決を求め可能性が十分あるのです。もし新年度分とあわせての採決であれば、4月1日からになります。国の動き方にもよりますが、私どもとしては、国が改正する、もしくは閣議決定を行った時点でなるべく早く提案したいと思っております。ですので、2月中旬の現年度分採決分で提出するという可能性も十分にあるわけです。

(牧野委員)

ただ、国に何があるかわからない部分もありますから、4月1日と決めてしまうのもどうかと。例えば、解散というような事態になってしまったらというような。ですから、新潟市の場合も、条例が可決した次の月からというのが一番妥当なのではないでしょうか。

(総務部長)

そうすると、3月からとなる可能性が十分あるわけで、その差ですね。

(古川会長)

牧野委員が言っておられることは、国が4月1日以降に議決されるというような事態になったらどうするか、ということですね。

(総務部長)

そのようなことはないと思います。通常国会は普通ですと1月下旬から開かれますが、臨時国会も何もしていない中で、報道等を見る限り1月4日にスタートにするというような話も出ておりますので、そこからどこで法案が可決になるかはわかりませんが、国が法案を出す前には閣議決定を行うことになっております。私どもとしては、最低でもその閣議決定で国の考え方が固まるということが確認できるようであれば、一般職については出してもいいのではないかと議論も内部でしております。国の法律が改正されなければ全く動けないというわけではないだろうと。

(古川会長)

現実的な可能性としては、2月の末あたりに議決が行われる可能性が一番高いということですね。2月の末に一般職の議決がなされた場合には、3月から新しい報酬の支給が始めるということになるわけですね。そうすると、3月はまだ平成27年度ですから、3月分を支給するということになるので、平成27年度予算の補正をしなくてはならないと、こういうことですか。

(総務部長)

0.3%ですので、額的には既決予算の中で対応できるかと思っております。ですので、補正の必要はないのかなと思います。

(古川会長)

そうすると、事務手続的には3月から増額を実施したとしても、それほど大きな困難は伴わないと、こう理解してよろしいでしょうか。

(総務部長)

そうですね。ただ、今まで1月に審議会を開催して、改正条例を2月議会に提出して、実施は4月1日の年度替わりからということで、これまでそのようなかたちで実施して来ていますので、そちらの方が考え方としては素直なのかなという感覚を持っています。

(古川会長)

事務手続きの流れとしては、今まで慣れ親しんだやり方で考えたほうが色々な混乱が少なくてすむと、こういうことですか。

(牧野委員)

そういうことであれば、事務局の考え方にしましょう。

(古川会長)

よろしいでしょうか。では、4月1日からということで整理をしていきたいと思えます。時間の都合もございしますが、議決すべき事項は以上でよろしいでしょうか。次は答申案の作成手続きに入っていきます。

まず、案として用意されたのがお手元の文章で、今の議論を踏まえて事務局として修正すべきところがあれば修正していただいて、それを基に議論をした方がいいと思えますが、いかがでしょうか。

(宮澤茂委員)

時間的には大丈夫ですか。

(古川会長)

3時半過ぎに市長に報告に上がらなければなりませんので、修正できる時間はあまりないのですよね。

(総務部長)

期末手当の部分が据え置きになりましたので、ここは変える必要があります。あと、なお書き以下の附帯意見部分について、もう少し強調した方がよいのではないかというようなことをご意見いただければ、それを組み込みたいと思えます。

(古川会長)

逆に、今この答申案を基に議論をして、それを踏まえて修正すると。その修正されたものを持ってきて再度議論すると。そうすると時間的に間に合わないかもしれないですね。

(宮澤茂委員)

そういうことであれば、時間も限られていますので、私としては事務局と会長に一任ということにしたいと思いますが、どうでしょうか。

(牧野委員)

私も賛成です。

(古川会長)

せつかくの機会ですので一任と言わずに、何かご意見があれば述べていただいた方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(岩橋委員)

この、裏面の説明部分ですね。説明の行を省いて上から6行目ですか、「新潟市の財政状況および消費者物価等を参考に慎重に審議を行った」ということですが、新潟市の財政状況についての見通しを一言、厳しい部分もあるということを入れていただきたいと思います。例えば、財政状況はこうだけでも、見通しの厳しい面としてはまず、福祉費が必ず増えていきますよと。それから老朽化したインフラ補修整備もかかります。施設管理費等も増えていきます。このあたりの厳しい状況も加味しながら慎重に審議したと、そういう部分も加えていただければと思います。

(牧野委員)

もう少し簡単になりませんか。少し長文すぎるのかなかと。

(総務部長)

今の岩橋委員の分について、色々述べてると予測の部分もありますが、一番確実に増えるのは扶助費ですね。「扶助費の増嵩等、厳しい財政状況も踏まえ」というかたちではどうでしょうか。

(岩橋委員)

それでよいかと思います。それが入らないと、財政状況というだけでは、財政状況がいいから0.3%あげるといように取られかねません。ですから、そういうことも踏まえて慎重に審議した結果、こうしますというようなかたちにしたい。厳しい面も踏まえ、横目で見ながら上げましたよということで、一言入れてもらえれば結構です。

(牧野委員)

13行目の「移行後においても報酬額が政令市のあるべき姿となっているのか検証が行

われておらず」というのはカットした方がいいのではないかと思います。これは、過去の審議会の議論が批判的に見えてしまいますから。

(総務部長)

では、「また、移行後据え置きが続いてきたことも踏まえ」というかたちでどうでしょうか。

(牧野委員)

そのようなかたちでよいのではないのでしょうか。

(古川会長)

「政令市移行時に報酬等の額の改定が行われていないこと」とありますが、これについて議論は尽くされているわけですね。議論を尽くしたうえで、いろんな理由から改定すべきでないという結論に至っているわけですから。おっしゃるように。ここは「政令市移行以降、据え置きが続いてきたこと」等とすれば。

(牧野委員)

検証を行った結果、なお据え置きとしたわけですからね。

(古川会長)

そういうことですね。

(事務局案修正)

(総務部長)

今、期末手当の部分だけ変えましたのでご覧ください。

(古川会長)

10行目のところに、「縮減が見込まれることなどの意見がなされ」とありますが、「意見がなされ」というのはどういう意味でしょうか。これはいらぬのかなど。「見込まれること、さらには」と続けてもよいのではないのでしょうか。

(総務部長)

ちょっと二重になっている感じのところがあります。この「答申額については」という額の部分がありますが、人事委員会勧告の改定内容とか、他の政令市の部分というのは、上の部分でも慎重に審議したところと重複してしまっています。

(牧野委員)

ここも不要かもしれないですね。

(古川会長)

そうですね。上のほうで審議したと書いてあるわけなので、「答申額のうち、俸給・報酬月額については」というかたちでつなげた方が、文章的にはすっきりしますね。「うち、～」からずっと削って、直接「うち、俸給・報酬月額については」とつなげるかたちです。俸給・報酬月額と期末手当の2つあるわけですから、俸給・報酬月額については0.3%引き上げた。一方、期末手当については据え置くということで決定したという構成になります。この俸給と報酬というのは、どういう関係になりますか。

(職員課長)

市長と副市長につきましては俸給という呼び方をしています。議員は非常勤なので報酬という呼び方をしています。

(古川会長)

そういう違いがあるわけですね。

(宮澤茂委員)

期末手当の据え置き理由についてですけれども、昨年度に引き上げられたということが一つ。もう一つは、今回の勧告の趣旨が勤勉手当に配慮したものだということなので、この2つでいいのではないかと思います。年収ベースという部分については、皆さん意識されていましてでしょうか。私はあまり意識しなかったのですけれども。

このようなかたちで修正しているうちに時間切れになりそうですね。やっぱり全員でやっている、なかなかまとまりませんね。

(古川会長)

今の意見も、どこかで反映できないかと思えます。宮澤茂委員のほうで何か原案のような表現はございませんか。

(宮澤茂委員)

一言一句見ながらやっていくのは、少し難しいですね。時間がたっぷりあるのなら別ですが。最初に申しあげたように一任しますので。そうしないと今みたいに、私自身これも入れてほしいというようなものが出てきてしまいますから。今度、財政の厳しい状況という部分も表現が出てくるわけですね。それが入っていればいいのではないかと。まだできていないので、市長に「もう少し待ってください」というわけにもいかないでしょうから。

(総務部長)

流的には、一般職は勤勉手当にどんどんシフトしていく流れがあります。その理由で

据え置きとしてしまうと、将来的には特別職の期末手当については、上がる可能性が非常に低くなってくるのかなと思っています。

(宮澤茂委員)

ただ、今回あえて人事委員会の勧告の中でそういう形で出てきたわけじゃないですか。去年の勧告にはなかったような気がします。

(職員課長)

今年の改定では、0.15月を勤勉手当で増額しております。それで、今年も一般職は勤勉手当で措置するということなんです。民間企業自体が業績で判断する、我々で言うところの勤勉手当で支給している形になっていきますので。そこを見ていくと、なるべく民間に均衡しようという考え方を持てば、一般職に対しては将来的に勤勉手当でしか支払えなくなる可能性もあるのではないかと。

(宮澤茂委員)

それもまた一つの形式ですよ。あくまで特別職は一般職と一律に見るべきでないということであれば、民間の考え方にすべて縛られる必要はないわけですから。

(牧野委員)

民間ではもう、そんなのはありませんよね。

(古川会長)

答申の、この「答申額については」のところと、その前の部分が削られていないようですが。

(職員課長)

修正作業中に意見が出たもので、まだ反映がなされる前のものです。

(総務部長)

では、ここを修正する前提で。

(牧野委員)

あとは、会長にお任せしましょう。残りは文章だけですから。

(職員課長補佐)

ではよろしいでしょうか。皆様、どうもありがとうございました。これより答申内容を会長と再調整し、市長に答申を行いたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

【 終 了 】